

2021 年 8 月 9 日

## 博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）への意見

全国昆虫施設連絡協議会

## 1. 博物館法について

博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）P.3 で、「動物園、水族館、植物園、プラネタリウム等については、博物館法の制定当時から、博物館として位置づけられ、様々な役割が期待されてきた～」とあり、法第 2 条でも博物館における自然科学等の資料収集等は明記されている。しかしながら、具体的な施設の要件等が明確でないこと、自然科学系標本の体系的・横断的な記録についての定めが十分でないことなどから、特に生体を扱う施設は、収集や展示が博物学及び動物学として重要であることが理解されにくい。

特に昆虫展示は、歴史的にも博物学のなかで重要であるにも関わらず、名称も含め、法令上での位置づけが十分とは言えない。

園館のプレゼンスを高めるためには、現行の博物館として必要な機能（①収集・保管、②展示・教育、③調査・研究）にとどまらず、希少昆虫の場合は、保全・保護がますます重要となっている。現在、希少動物種の飼育や保全を行っている動物園等を認証する制度が環境省にあるが、博物館法においても積極的な「保全」に取り組んだ場合にその評価を行う制度が重要であり、保全活動資金を募る活動へも役立つ可能性がある。これらの保全活動とその活動の教育的意味は重要であり、結果として社会への貢献度が増すとも考えられる。

## 2. 登録制度について

全国昆虫施設連絡協議会は、昆虫の生体展示を行う 22 施設で構成されているが、登録施設は一部である。また、昆虫標本の展示施設は全国に多数存在すると考えられるが、その詳細は不明である。昆虫学の発展のためにも、生体・標本を問わず、蒐集資料の把握は重要であり、学術的な位置づけでも活動が行われていることを明確化するような登録制度となることが望まれる。

## ① 設置主体

現状は、設置者が地方公共団体、一般社団・財団法人等に限定され、国・独法、大学、地方独法、株式会社等の場合は登録の対象とならず、設置主体の多様化に対応できていないだけでなく、収集資料の把握の妨げとなっている。

## ② 審査等

現在の外形的な基準審査（学芸員の有無、年間の開館日数、施設の面積等）では、博物

館としての機能や活動の質を十分に問うことはできず、博物学や動物学に寄与する上でも、どのような標本が蒐集されているかを把握することは重要である。さらに、このような標本の把握を促すためにも、収集標本の分野を明示することは重要であり、例えば、(昆虫学)のように明示し、来館者や組織内において園館の位置づけが明確となることも一つの方策と考えられる。

### ③ 登録制度と認証制度

一定の基準を満たす施設を認証していくことは、望ましい施設の在り方を明示することになるが、施設の運営規模などが小さく認証から漏れる施設であっても、重要な「標本」を保管している場合がある。

園館の登録とはならずとも、標本の登録制度を設けるなど、貴重な標本をどのように保管していくかについても検討すべきである。

### ④ 制度へのメリット

昆虫館が法令のうでに登録の対象として明示されることは、今後の活動の大きなメリットとなると考えられる。

制度上の優遇措置は、従前のものに加え、重要性が増している昆虫の保全活動等に対する寄付等の税制上の優遇措置の充実、希少種の飼育等の関わる手続き等の簡素化が望まれるほか、多様な種の展示に向け海外の昆虫輸入・飼育許可関係書類手続きの簡素化なども望まれる。

## 3. 学芸員制度について

昆虫館の職員には学芸員資格を持つものはいるが、入職にあたって必須の資格としていくところはない。これは、資料収集のプランニングや管理などは重要であるが、現行の学芸員制度が動物資料の収集や飼育管理に特化した部分は僅かであり、園館が必要とする人材要件とは異なっているためである。

園館の登録や認定に、学芸員の必置を明記することは、資格のプレゼンスを向上させることにつながるとも考えられるが、現実の業務や人員配置とはそぐわない部分があり、大学等での養成と採用とは別に、実務経験者の認定制度をさらに充実させていくことも重要である。

さらに、現在、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターでは博物館長について研修制度を設けているが、各博物館の管理監督職向けの研修制度についても充実することが望ましい。